

指定管理業務点検・評価シート（平成29年度業務）

平成30年9月7日

施設名	県立鹿野かちみ園 県立鹿野第二かちみ園	所在地	(かちみ園) 鳥取市鹿野町今市1078 (第二かちみ園) 鳥取市鹿野町寺内102
施設所管課名	障がい福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成26年度～平成30年度

1 施設の概要

設置目的	知的障がい者の方が入所し、入所者に対し、その自立と社会経済活動を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行う施設
設置年月日	(かちみ園) 昭和41年1月1日 (第二かちみ園) 昭和53年4月1日
施設内容	(かちみ園) ○敷地面積：41,365.33㎡ ○延床面積：3,929.05㎡ ○施設内容：南棟（要介助高齢者向け施設）、ゴミステーション、車椅子用駐車場、倉庫、体育館 ○定員：施設入所支援70名、生活介護70名、短期入所2人 (第二かちみ園) ○敷地面積：(鹿野かちみ園との同敷地) ○延床面積：4,188.75㎡ ○施設内容：北棟（強度行動障害者向け施設）、車椅子用駐車場、厨房・機械室棟、園芸・農作業棟、鶏舎、豚舎 ○定員：施設入所支援70名、生活介護70名、自立訓練（生活訓練）6名、短期入所3名
利用料金	障害者総合支援法等の関係法令の規定に基づく利用者負担あり
開館時間	入所施設のため24時間開館
休館日	入所施設のため休館日はない

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> 鹿野かちみ園・第2かちみ園の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、保安警備、清掃等） 利用者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務（短期入所、施設入所支援等） その他施設の管理運営に必要な業務（契約、料金等の収入、受付及び案内、利用者へのサービスの提供、施設の利用促進） 県下の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を行う施設の処遇モデルとして、要介助高齢知的障害者等（かちみ園）及び強度行動障害障害者（第二かちみ園）を中心とした支援のあり方等諸課題の検討及び実践。
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 施設の管理体制

管理体制	(かちみ園) 常勤職員：40人、非常勤職員：10人 [計50人] (第二かちみ園) 常勤職員：44人、非常勤職員：15人 [計59人]
	【体制図等】別添のとおり

4 施設の利用状況

(かちみ園)

(施設入所支援)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	35	△ 1	34	入所 4, 退所 5
	女	35	0	35	入所 3, 退所 3
	計	70	△ 1	69	
(生活介護)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	39	△ 1	38	入所 5, 退所 6
	女	40	△ 1	39	入所 3, 退所 4
	計	79	△ 2	77	入所者 69、GH 7、在宅 1

(第二かちみ園)

(施設入所支援)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	37	△ 1	36	入所 1, 退所 2
	女	36	0	36	入所 0, 退所 0
	計	73	△ 1	72	
(生活介護)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	41	0	41	入所 3, 退所 3
	女	39	0	39	入所 0, 退所 0
	計	80	0	80	入所者 71、GH 5、在宅 4
(生活訓練)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
6人	男	0	0	0	
	女	1	0	1	
	計	1	0	1	

5 収支の状況

(かちみ園)

(単位：千円)

区 分		29年度	28年度	増 減	
収入	事業収入	給付費	221,205	222,299	-1,094
		利用者負担金	30,871	32,228	-1,357
		その他(預り金管理料等)	696	694	2
		小計	252,772	255,221	-2,449
	事業外収入	生産活動事業収入	136	149	-13
		その他(寄付金等)	417	221	196
		小計	553	370	183
計	253,325	255,591	-2,266		
支出	人件費	194,619	184,943	9,676	
	管理運営費	14,946	10,030	4,916	
	事業費	47,561	46,013	1,548	
	計	257,126	240,986	16,140	
収支差額		-3,801	14,605		

(第二かちみ園)

(単位：千円)

区 分		29年度	28年度	増 減	
収入	事業収入	給付費	292,426	286,922	5,504
		利用者負担金	34,040	34,049	-9
		その他(預り金管理料等)	838	797	41
		小計	327,304	321,768	5,536
	事業外収入	生産活動事業収入	30	187	-157
		その他(寄付金等)	283	102	181
		小計	313	289	24
計	327,617	322,057	5,560		
支出	人件費	198,230	191,453	6,777	
	管理運営費	12,042	8,727	3,315	
	事業費	49,337	45,842	3,495	
	計	259,609	246,022	13,587	
収支差額		68,008	76,035		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考	
	常勤正職員	常勤補助職員	臨時的任用・非常勤職員		
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	鳥取県厚生事業団職員就業規則	労働条件通知書	労働条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	時間外労働・休日労働に関する協定届 有	時間外労働・休日労働に関する協定届 有	時間外労働・休日労働に関する協定届 有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	週40時間	週40時間	週2～40時間	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告 使用者の現認	自己申告 使用者の現認	自己申告 使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	【休日】 ・定例日の場合 各月の土日祝祭日及び年末年始 ・非定例日の場合 交代制勤務により、勤務を要しない日に指定された日 【休暇】 ・年次有給休暇 1年度につき20日（20日を限度に繰越）最大40日	【休日】 ・非定例日の場合 交代制勤務により、勤務を要しない日に指定された日 【休暇】 ・年次有給休暇 1年度につき16日（20日を限度に繰越）最大36日	【休日】 ・非定例日の場合 交代制勤務により、勤務を要しない日に指定された日 【休暇】 ・年次有給休暇 6か月間継続勤務した場合10日（以降最大20日）	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	214,206円	154,100円	121,500円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	毎年2回（直接処遇職員）実施（その他は年1回）			
	産業医の選任	選任の要否：要	選任状況：選任		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：否選任		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：要	選任状況：選任		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：否	選任状況：否選任		※業種・規模の要件あり

（参考）

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条の5の2ほか）
 - ・1週間単位の非定型的変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
研修	要介護高齢高齢知的障がい者（かちみ園）及び強度行動障がい者（第二かちみ園）への支援技術やプラン作成技術等を習得、向上する研修、その他各種研修等
資格取得奨励	介護福祉士等の資格取得の奨励。1年間の研修課題を設定し職員の資質向上に繋げた。
支援計画の見直し	モニタリング及びケア会議開催による支援計画の見直しや、随時の見直し。利用者・家族への十分な説明。
食事	個々の栄養ケアマネジメントに基づく食事提供、「ユニット調理」で家庭的な雰囲気味わう等。
社会参加	地域の夏祭り、運動会への参加や、小中学校との交流、アート作品を通じての展覧会開催・出展、「鳥の劇場」との交流による演劇活動、ウマモナドを使った町おこしなど。
その他	関係機関の行う研修に積極的に参加し、実践発表。スーパーバイザーを招いてのケース検討会。復命ミニ研修でスキルアップを図っている。臨床心理士を招いての精神障害者支援勉強会。

8 利用者意見への対応

<p>利用者意見の把握方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月開催される利用者で構成される自治会との協議。 ・給食委員会の開催。 ・各ユニット・日中活動班会議等での検討 ・施設内に設置する意見箱。 ・県への「県民の声」による意見受付。 ・その他、随時直接話をして、聞いている。
利用者からの苦情・要望	
対 応 状 況	
かちみ園	
<p>○家族から 利用者の下腿部に虫刺様の発赤あり、通院や処置の状況を家族へ報告する。後日家族が来園された際、処方されたものではない薬や包帯を使用して欲しいことや、靴下をはかせないよう要望されたが、一週間後再度来園された際に要望通りに対応できていなかったため、情報共有や伝達方法について苦情が寄せられた。また、居室内に蟻がいたため、その駆除についても要望があった。</p>	<p>ご家族の方に謝罪をした。ユニット職員で再確認するとともに、当事者の居室に処置方法を書いた文書を設置した。蟻の駆除については、ユニット内外の駆除を行うと同時に、ユニット内のゴミ(菓子類)を都度捨てるよう周知した。</p>
<p>○家族から 居室に置いてある加湿器にいつ来ても水が空になっているので、点検をお願いしたい。また、居室外を見たところ、隣室の掃き出し窓に餅が捨ててあり、蟻が来ていたので、防虫剤を散布しておいたが、定期的に確認をして欲しい。</p>	<p>加湿器は、体調不良時に設置していたが、現在は使用の必要がなくなったものをそのまま設置していたものであり、早速に撤去した。また、蟻については、毎朝居室内の蟻やゴミの有無の確認を行っていたが、戸外の確認を怠っていた。今後は、戸外の確認も行うことと、定期的散布剤を捲くことを説明し了解を得た。</p>
<p>○家族から 帰省した際、利用者の足を見ると爪が伸びていたとの申し出がある。</p>	<p>ご家族に確認不足だったことを謝罪した。土日には衛生検査を行ってしたが、手指のみであり足指の確認は怠っていたので、今後は足指も確認し、爪切りを実施することとした。 その後、ご家族へ再度の謝罪と今後の対応を報告し、了解を得た。</p>
<p>○家族から 以前、弱視の利用者が居室内の上部の押入(天袋)に物を入れようと椅子の上に立っているところをご家族が見かけられた。 その際、ご家族から担当支援員に対し危険なため天袋を使用しないよう対応して欲しいと依頼があったが、3週間経っても改善されていないと申し出がある。</p>	<p>ご家族へ対応が遅れたことについて謝罪した。 申し出の当日には対応し、ご家族に確認していただいた。 担当支援員はカンファレンスで協議をした上でと考え、対応が遅くなっていた。 担当支援員より対応が遅くなってしまったことを再度ご家族へ謝罪し、了解を得た。</p>
第二かちみ園	
<p>○ショート利用者家族から ショート利用より帰宅し荷物の確認をしたところ、ひどく変色したショーツと目薬袋(ビニール)も破けていた。連絡帳に「汚染のため更衣洗濯する」との記録があったが、変色や破れの記録はなく、迎えの時に職員からの報告もなかった。</p>	<p>担当したユニット職員から聞き取りを行ったところ、便と血液の汚染であったため、漂白剤を使用した。目薬の袋については気づかなかったこのこと。折り返し謝罪の連絡をした。 今後は、 ・色物の漂白は酸素系漂白剤を使用すること。 ・何らかのアクシデントが起きた時は、必ず連絡帳に記録すること。 ・退所時に対応する職員も口頭で説明・謝罪ができるよう、ユニット内での引き継ぎを徹底すること。 を職員に周知した。</p>
<p>○家族から ご家族が、ご利用者である息子さんの通院付添をされた際、トイレ介助をしたところ、パンツの破れに気づかれた。帰園時、破れたようなパンツは捨ててもらい、新しいものを履かせて欲しいと申し出があった。</p>	<p>部屋を確認したら、新しいようなパンツが5枚あった。支援会議において古くなったものについては早めに交換するように職員に指示し、各ご利用者の衣類チェックを実施するようにした。なお、ご家族へは申し出時に謝罪するとともに、改めてルーム担当者から謝罪と今後の対応についての連絡をした。</p>
<p>○ご家族から 利用者の正月帰省中に、帰省用の荷物にパジャマが入っておらず、着替えができないと申し出があった。</p>	<p>電話にて謝罪する。 所属ユニットリーダーに報告し、メンバーへの周知と再発防止策の検討を指示する。後日リーダーより謝罪と今後の対応について連絡した。</p>
利用者からの積極的な評価	
<p>(かちみ園) 利用者アンケートでは、全8項目のうち「プライバシーの配慮」に対する満足度が79%だったが、他の項目については、回答者の80%以上が満足しているとの回答があった。 「プライバシーの配慮」については、夜間巡回時、利用者を起こさないためにノックをせずに居室に入ることに對しての不満と思われるが、逆にノックをすると起こしてしまうことも考えられるため、利用者の様子や時間帯に応じて柔軟に対応したいと考えている。 他の項目についても、更に満足度が向上するよう努めていきたい。</p> <p>(第二かちみ園) 利用者アンケートでは、「食事満足度」は85.7%と今年度も高い評価を得ている。プライバシー保護、日中活動の充実、医療との関わりなど8項目について概ね満足を得られている。特に食事に関しては、希望メニューや誕生日メニューなど、利用者には喜ばれる内容が考慮されており利用者には喜ばれている。 医務については通院の頻度が上がっている状況の中、利用者の体調不良、怪我の治療、相談にとどまらず、暮らしの中の相談ごとにも応じ、利用者から日常的に頼りにされている。 また、作業療法士による身体機能評価に基づいたリハビリ運動や、音楽療法、カラオケでの自己表現、また自立した行動が取れるように環境調整された活動室での作業など、利用者に分かりやすく、喜んでもらえることを第一に考えて支援していることが評価されていると思われる。</p>	

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕

(かちみ園)
 ・高齢化に伴う身体機能低下防止にはアセスメントが重要と考え、使用していた「かちみ園版要介助高齢アセスメント表」を修正し、利用者の障がい状況をよりの確に把握できるよう努めた。
 ・今年度も法人内高齢者施設の作業療法士に機能評価やトレーニングメニューを作成してもらい、それに基づく機能訓練を行った。また、医療機関の言語聴覚士を招聘し、摂食嚥下研修の受講により職員の知識を高めるとともに、個々の利用者に対するポジショニング指導を受け、それに基づく支援を行った。
 ・H28年度に機械浴を導入し、身体機能の低下した利用者へ安心安全な入浴を提供しているが、機械浴は普通入浴と比べ時間が掛かるため、今後、入浴支援体制の検討が必要となっている。
 ・生きがいづくり活動としてアート活動に取り組む他、タクティールに取り組む、利用者とのゆったりと落ち着いた時間の設定や信頼関係の構築に努めた。
 ・今年度は4名の利用者が亡くなったが、その内2名の方は園内における看取り対応を行った。24時間の医療支援体制が執れていないため、痛みを伴う疾病の場合、園内での看取り対応は難しいが、慣れ親しんだ環境の中で最期を迎えられるよう、今後も極力対応していきたい。

(第二かちみ園)
 今年度も引き続き発達障がいの専門職をスーパーバイザーとして招き、強度行動障がい等に対しエビデンスに基づいた行動の分析をし検証する中で、支援の視点、方向性についてアドバイスをもらい支援に反映させ課題行動の改善を図った。アセスメントでの着眼点、仮説の立て方、記録の取り方、チームアプローチ(全体周知の仕方)などを学び、外部発信することで、自身の取り組みを振り返り簡潔に論理的にまとめて発表するという発信力も身につけた。今年度は個別支援計画にリンクさせ、利用者個々の伸びしろに焦点を当て生活の充実であったり、本人の喜びにつながる取り組みを行った。身体機能低下予防が必要な方については、法人内の高齢者施設から作業療法士に来て貰い機能評価を受け、その結果に基づいて機能訓練、生活リハ、適切なポジショニング等につなげた。定期的な来訪を得、実践状況の報告、現状の再評価、質問に対する助言などをいただき機能維持に努めている。身体を動かす機会が少ない為、活動の開始時に20分間の歩行を取り入れたり、活動中にラジオ体操を入れ毎日継続して取り組むことで、肥満予防やBMI数値の改善など成果が見られている。研修委員会を中心に各分掌が研修を企画し、園内研修を開催し職員のスキルアップを図った。また、介護福祉士実務者養成研修を職員2名が受講し1名修了した。その他自己研鑽により社会福祉士、介護福祉士に合格する職員もそれぞれ1名あり、職員にキャリアアップの機運が見られている。また、口腔ケアを希望される利用者も昨年より4名増加し20名となり、歯科医の往診を受けブラッシング指導を受けるとともに、嚥下機能の維持・向上、感染症予防にもつなげている。
 月1回の臨床心理士を招いての勉強会では、精神障害の種類、特徴、治療、対応の仕方などを学んだ他に、認知行動療法、ストレスマネジメント、アンガコントロールなど必要なスキルについて学びを深めた。
 利用者40名という大所帯のたんぼ班の活動メニューについてスーパーバイザー助言を得、能力、機能、興味などを基に3班体制を敷き、活動場所の構造化、視覚整理による情報の伝達、「太田ステージ」を活用したワークの充実など、工夫を積み重ね何度も変更を繰り返しながら活動の充実を図った。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

(かちみ園)
 ・H28年度に発生した身体拘束に係る再発防止策について、虐待防止チェックの実施、研修の受講、支援難しい利用者に対するケース検討会等に取り組んでいる。虐待防止に対する取り組みは、すなわち利用者支援の質の向上に繋がる取り組みであり、引き続き重点的に取り組んでいく。
 ・高齢化に伴う要介助者は、今後益々増加する見込みである。これまでも上記のような取り組みを行っているが、今後全ての面において、支援体制の見直しが必要となってきている。また、近年、人材確保に苦慮している。人口減少時代を迎え、今後、改善していくことは困難であると考え、これも併せ、支援体制の見直しを図っていく。

(第二かちみ園)
 ・特に女性利用者の高齢化、重度化が進み、転倒による骨折から人工骨頭になったり、車椅子利用、歩行器使用者が増加してきておりケア重視の生活と、かたや活動の充実が必要な方が一緒に生活されている状況にあり、サービス提供内容が拡大する一方で職員の負担感が増加してきている。
 ・生活の場所を清潔にし、尿臭の除去への取り組みとして昨年業者から掃除道具を購入し、日々の清掃時に使用し匂いの元である汚れを落とし防臭に努めた。また清掃担当職員を雇用し(障害者雇用)清掃回数を増やす事にもつながり保護者からもくさくなくなったと評価を得ている。今後も清掃に努めていくためにも、高額なプランであるが8ユニット全てに揃えていきたい。
 ・サービスとして自立訓練(生活訓練)に取り組む毎年地域生活に向けた取り組みを進めているが、グループホームの空きが少ない状況で地域移行が思うように進まない。
 ・入所・通所の受け入れについては、強度行動障がいのある方はもとより、重度の精神障がいの方、触法の方などの利用申し込みが年々多くなっている。このような現状を踏まえ職員のスキルアップを図り、積極的に受け入れを図っているところだが、すでに入所・通所されている方の身の安全配慮も必要で有り、職員のスキルアップだけでは対応し切れないところまできている。また、鹿野という地域性から通所希望者の送迎等に不自由している。
 ・一方で介護・支援職の人材不足は年々加速しており、法人内の他施設では欠員のままサービス提供しているところもある。職員を募集しても希望者がいない状況は、法人独自の努力だけで改善は難しいのではないかとと思われるので、行政においてさらに検討いただきたいと考える。また、将来的には職員が確保出来ない状況にあれば入所定員の規模縮小も必要になるとと思われる。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	以下のとおり協定書に基づき適切に実施されている。 ・安全衛生委員会により月1回建物・設備の点検を行い危険箇所等を改善し、利用者の生活環境の安全確保につとめている。 ・毎日の清掃のほか、毎月1回大掃除を実施し、建物の清潔を保持 ・消防設備、自家用電気工作物の保守点検を実施（外部委託） ・鼠・害虫防除作業を月1回実施（外部委託） ・建築基準法に基づく建物の定期点検を実施 ・夜間における施設の保守管理のため常時1人の警備員を配置 ・急病などの緊急時に備え、夜間想定救急対応訓練を実施 ・災害時等のマニュアルを設置し、避難等の訓練を実施 火災想定避難訓練・夜間想定避難訓練11/27 土砂災害想定避難訓練10/27、震災想定避難訓練3/15 交通安全講習会3/19
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	入所者との契約、利用者負担金の徴収、自立支援給付費等の請求・収入を適切に実施している。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	○市町村、相談支援事業所、養護学校等の関係機関と連携を図り、入所希望者に種々の情報提供を実施している。 ○機関紙を市町村、公民館、福祉施設に配布し、情報発信している。 ○貸与備品について、適正に管理されている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	○個別支援計画の作成・見直しを利用者、家族へ説明を実施の上、適切に実施している。 ○食事、入浴、排せつ、移動等の日常生活動作の自立を目標に、個人の能力や障がい特性に見合った適切な支援を実施している。 ○H28.11に導入した機械浴槽を活用し、可動域制限等により通常の浴槽へ入ることが困難な利用者の入浴支援を行っている。 ○農園芸活動、陶芸活動に取り組み、それら生産品の展示、販売を利用者みずから行うなど社会経済活動に参加する機会を設け、喜びや誇りを得られるよう努めている。 ○2か月に1回嘱託の歯科医、歯科衛生士による口腔ケア指導を実施している。 ○作業療法士が利用者個々の身体的状態を評価し、一人一人に合った生活リハビリをプログラミングし、日常の中で支援者ができるリハビリを実施しながら、機能低下防止及び機能向上に努めた。 ○利用者・家族が職員に相談しやすい環境づくりとして、支援員をユニット固定配置とし信頼関係を気付く体制をとっている。 ○看護師等（各施設常勤1名、看護補助1名）を配置し、日々の健康管理と医療処置を実施するとともに、必要な診察治療を医療機関で受けられるよう支援を実施している。 ○法人の「個人情報保護規程」「情報公開規程」に従い対応している。 ○毎月の利用者自治会や保護者会での意見交換、アンケート（年1回）、意見箱等により、苦情や要望、意見等の把握に努め、寄せられた苦情等については、第3者委員2名を含む苦情解決検討委員会により、問題解決に取り組み、対応について回答を行うなど、サービス向上に努めている。 ○地域の行事を公民館、鳥取市鹿野支所等と共催したり、行事に参加し地域交流・社会参加、地域貢献に努めた。
[県立施設としての役割] 追加項目	4	(かちみ園) 要介助高齢知的障害者支援のモデル施設として、 ○「高齢知的障がい者用アセスメント表」により各利用者の高齢化の程度を把握し、目的、実施量・頻度等を明確化した支援を実施 ○拘縮予防、身体機能維持、姿勢保持等のケアの在り方を理学療法士に学び実践 ○感染症予防、嚥下機能の維持向上等のため、口腔ケアを歯科医師等に学び実践 ○脳の活性化、心肺機能維持向上等のため、音楽療法を取り入れた支援を実施 (第二かちみ園) 強度行動障がい者支援のモデル施設として、 ○自傷、他害、強い拘り等の課題行動に対し、応用行動分析を活用。課題行動の減少、混乱のない心穏やかな生活を目指した支援を実施。 ○利用者へのスケジュール提示による時間の構造化や活動場面における場所の明示と固定等を行い、行動観察記録により行動の把握、職員の共通認識・統一対応を実施
[収入支出の状況]	3	収支決算書のとおり、適正に執行されている。
[職員の配置]	3	協定書に定める人員を配置している。 (支援区分等から見た人員配置は基準以上の手厚い配置となっている。)
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	不適正事案や事故等なく、適正に実施されている。

項 目	評 価	点 検 結 果
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	○H29.4鳥取労働基準監督署から次の労働基準法違反については是正勧告を受けたが、速やかに改善している。 ・賃金控除に関する協定書について常時各作業場の見やすい場所に掲示し又は備え付ける等の方法により労働者に周知していない。(労基法106条1項) ○外部委託は県内事業者への発注に取り組んでいる。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	(本施設自体が障害者支援施設であり、発注はない。) 園内で提供される食事の材料は、できる限り県内で生産されたものを利用し、地産地消に取り組んでいる。
総 括	3	協定書に基づき適切に実施されている。

- 《評価指標》5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
- 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
- 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
- 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
- ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。

